

平成 21 年 1 月 20 日

各 位

会 社 名 東 日 本 ハ ウ ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 成 田 和 幸
(J A S D A Q ・ コ ー ド 1 8 7 3)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 青 苺 雅 肥
経 理 担 当 兼 人 事 部 長
T E L (0 3) 5 2 1 5 - 9 9 0 5

内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改定について

当社は、平成 21 年 1 月 20 日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改定」について決議いたしましたのでお知らせいたします。

改定の目的は、内部統制システムの一層の強化を図るための、「監査役職務を補助すべき使用人に関する体制および使用人の取締役からの独立に関する事項」、「財務報告の信頼性を確保するための体制」、「反社会的勢力排除に向けた体制」の追加、および表現の一部見直しであります。なお、改定箇所には下線を付しております。

記

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役、社員を含めた行動規範として「企業倫理憲章」「企業倫理行動基準」「企業倫理規程」により研修等を通じ周知徹底を図る。コンプライアンス委員会を設置し取締役の職務執行が法令・定款その他社内規程および社会規範に沿っているかを審議する。取締役が他の取締役の違法行為を発見した場合、取締役会・監査役に対する報告および違法行為のための是正措置が円滑に図れるべく、「取締役会規則」「役員規程」「監査役会規程」の随時見直しにより体制整備を図る。職制ラインに支障がある場合「社内通報規程」により、社内調査委員会を通じて内容の確認・対策方針の決定・再発防止等の検討を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書管理規程」「規程類管理規程」を見直し、取締役の職務執行に係る情報を検索性の高い状態で保存、運営・管理する体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、住宅市場、法制度、資材市場、人事労務等、当社の経営に重要な影響を及ぼす様々なリスクにつき「リスク管理規程」により、随時見直し、「個人情報管理規程」「情報管理規程」「文書管理規程」についても随時見直しを行う。個々のリスクについてのリスク管理責任者を決定し、また主要なリスクを分類・定義し、リスク管理所管部にてその管理を行う。各部署においては、マニュアル等を整備し、種々の教育活動を通して会社のリスク低減に努める。リスク管理規程の緊急対応として「危機管理規程」により有事の際に備え迅速かつ適切な対応をできる体制とする。リスク委員会を設置し、当社のリスク管理について一元管理・把握をして行く。また内部監査部門は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果についてリスク委員会と合議し、その結果を定期的に取締役会に報告する体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会のほか、各種会議体において、審議・意思決定を行い、必要に応じて「取締役会規則」「組織規程」「職務分掌規程」の見直しを行い各取締役の業務執行の効率化を図る。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の整備を図るため、「企業倫理憲章」「企業倫理行動基準」「企業倫理規程」「社内通報規程」「コンプライアンス規程」を定め、社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する。またコンプライアンス委員会はコンプライアンス取組の基本事項を定めるとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス・マニュアル配布、社内普及、促進に関する教育・研修の企画・推進を図る。取締役、社員等の違法行為等が発見された場合は、職制を通じた相談・通報を行い是正改善をとることとする。職制ラインに支障がある場合には「社内通報規程」に定める社内通報制度の相談窓口で報告をし、社内調査委員会を通じて内容確認・対策方針の決定・再発の防止等の検討を行う。

6. 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループ企業倫理憲章」「グループ企業倫理行動基準」「グループ企業経営管理規程」を定め適時報告体制を構築し、必要に応じて見直しを行う。これにより当社のグループ会社に対する経営管理全般の効率性、経営資源の有効活用を図るとともに、当社グループにおける違法行為を認知したグループの社員は、当社「社内通報規程」に定める社内通報制度の相談窓口で報告し社内調査委員会を通じて内容確認、対策方針の決定・再発防止策等の検討を行う。「グループ企業内部監査規程」により、適正な事業運営を管理する体制を構築する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制および使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から補助使用人配属の求めがあった場合「監査役会規程」により、監査役室を設置し補助使用人を置く事ができる体制とする。使用人の人事は取締役からの独立性の確保に留意し、監査役との協議の上決定をする。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役会規程」「取締役会規則」の見直しにより取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期について整備し体制を構築。コンプライアンス委員会をはじめ、各種会議体に参加するなど、監査役が監査に資する情報を適宜集取しうる体制とする。「内部監査規程」の見直しにより監査役監査の実効性および効率性を高める体制とする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社およびグループ企業は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の適法性と適正性を確保する体制を構築する。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力および団体からの不当要求に対しては、組織全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係をもたない体制を構築する。

以 上